

都区財政調整について

1 平成18年度再調整

平成18年度再調整当初算定比較(23区合計) (単位:億円)

	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金
18 再調整	10,024	18,875	9,057
18 当初算定	10,010	18,238	8,477
比較	14	637	581

数値は算定ベース。不交付区分を含むため、普通交付金はB-Aと一致しない。

児童手当特例交付金	影響額	14億円
公共施設耐震化経費(臨時的、緊急的に算定)	影響額	186億円
小中学校改築経費(改築急増期への臨時的対応)	影響額	489億円
財源対策経費(市町村民税法人分)	影響額	38億円

平成18年度再調整当初算定比較(中野区) (単位:千円)

	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金 B-A
18 再調整	32,559,038	65,041,553	32,482,515
18 当初算定	32,523,687	62,497,475	29,973,788
比較	35,351	2,544,078	2,508,727

2 都区合意の内容(平成 19 年度)

(1) 都区間の配分割合の変更

平成19年度から、都区の配分割合を東京都45%、特別区55%に変更する。

三位一体改革の影響への対応...三位一体改革の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を2%アップする。

都支出金の一般財源化...都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップすることにより、特別区の自治の拡充に資する。

(2) 普通交付金と特別交付金の割合の変更

交付金総額に対する特別交付金の割合を2%から5%に変更する。

(普通交付金95%、特別交付金5%)

特別交付金については、各特別区の自主性が発揮され、さまざまな行政課題に独自の取組が行われてきている中で、普遍性がない等の理由により普通交付金では算定対象となっていない経費等を算定対象に追加する等、「その他特別な事情に要する経費」に対する措置の拡充、並びに普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対し、激変緩和措置を講ずることとする。

三位一体改革に係る一般財源急減区に対する激変緩和措置

補てん対象とする減収額は、減収影響額と所得譲与税の合算額で、普通交付金で補てんされない額。

上記減収額から、当該区の平成17年度末基金残高 $\times 1/2 \times 3/4 \times 1/4$ を自主努力分として控除した額を、特別交付金で措置(総額約100億円が想定)。

期間は、平成19年度から4年間(定額)。ただし、当該区の特別区民税決算額が、平成18年度と同税決算額を超えた場合は、その時点で終了。

3 都区財政調整の概要(平成 19 年度)

平成 19 年度財調フレーム対前年比較

(単位：億円)

	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金 B-A	特別交付金
19 当初	9,848	19,152	9,304	490
18 当初	10,010	18,527	8,517	174
比較	16	625	787	316
	1.6%減	3.4%増	9.2%増	181.7%増

調整税等 1兆7,740億円(7.0%増)

(1) 基準財政収入額の算定

特別区民税を、平成 18 年度決算調定額をもとに、税源移譲の影響額(100%算入)を加減して算定する。

区別算定と実態との間に乖離がある場合には、平成 20 年度財調協議の中で、精算も含め補正の方法について検討する。

平成 22 年度に、3 年間の決算平均に基づく現行算定方法に戻す。

(2) 基準財政需要額の算定(影響額合計 1,344 億円)

新規算定項目 6項目(子育てひろば事業費等) 影響額 60 億円

算定改善等 31項目 影響額 113 億円

・算定充実 公金取扱手数料等12項目(98 億円)

・事業費の見直し 公共施設改廃事業費の算定廃止等6項目(20 億円)

・算定方法の改善等 清掃費算定の改善等13項目(35 億円)

その他 4項目 影響額 1,171 億円

・財政健全化対策(起債繰上償還)(660 億円)

・小中学校改築に係る起債充当廃止(53 億円)

・道路改良事業(280 億円)

・都補助事業を特別区の自主事業とすることに伴う算定整理(177 億円)